備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百十八　陸上自衛隊善通寺駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
香川県善通寺市	香川県善通寺市	香川県善通寺市
南町二丁目一番一号	生野町（次の図面に示す部分に限る。）、善通寺町（次の図面に示す部分に限る。）、文京町二丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに南町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	生野町（次の図面に示す部分に限る。）、一丁目及び二丁目、稲木町（次の図面に示す部分に限る。）、大麻町（次の図面に示す部分に限る。）、上吉田町一丁目から八丁目まで、下吉田町一丁目から七丁目まで、仙遊町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中村町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、弘田町（次の図面に示す部分に限る。）、文京町一丁目から四丁目まで、南町一丁目から三丁目まで並びに与北町（次の図面に示す部分に限る。）

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百十九　陸上自衛隊松山駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
愛媛県松山市	愛媛県松山市	愛媛県松山市
南梅本町乙百七番地	北梅本町及び南梅本町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	北梅本町、平井町、水泥町及び南梅本町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	愛媛県東温市	愛媛県東温市
	西岡（次の図面に示す部分に限る。）	牛渕（次の図面に示す部分に限る。）、北野田（次の図面に示す部分に限る。）、志津川（次の図面に示す部分に限る。）、田窪（次の図面に示す部分に限る。）、西岡（次の図面に示す部分に限る。）並びに野田一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百二十　陸上自衛隊高知駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
高知県香南市	高知県香南市	香我美町上分三千三百九十
香我美町上分、香我美町徳王子及び夜須町西山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	香我美町上分、香我美町徳王子及び夜須町西山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	香我美町上分、香我美町下分、香我美町徳王子、夜須町上夜須、夜須町坪井及び夜須町西山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百二十一　陸上自衛隊福岡駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域
福岡県春日市	福岡県春日市
大和町五丁目十二番地	大和町五丁目（次の図面に示す部分に限る。）